



平成 27 年 7 月 3 日

## 移住促進応援住宅ローンの取扱開始について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、各地方公共団体が積極的に実施している定住促進事業を支援することにより、福岡・九州の活性化を図るため、1 年以内に県外から移住された方に限定し、お申込み時の条件を緩和する移住促進応援住宅ローンの取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

当行では、「地方創生プロジェクトチーム」を設置し、地方創生にかかる補助事業等をわかりやすくお伝えする「地方創生ガイドブック」の発行や、空き家問題に対応する「NCB 空き家解体ローン」、雇用増加や地元企業の事業展開等を支援する「NCB 地域創生応援ローン」の取扱開始など、積極的に地方創生に取り組んでおり、本件は地方創生専用商品の 3 商品目となります。

当行は、今後も引き続き、地方創生に資する活動を通じ、地元福岡・九州のために貢献してまいります。

### 記

#### 1. 商品のポイント

住宅ローンのお申込みに際しては、通常、転居後のご勤務先にて 1 年以上のご勤務や税込年収 200 万円以上（給与所得者さまの場合）が条件となりますが、以下の 2 つの要件を満たすことにより、勤続年数および年収の申込条件を緩和します。

- ◆ 1 年以内に県外から転入した方
- ◆ 給与所得者で転居後の勤務先が決定している方

項目	現行	改定後	
		一般のお客さま	県外から移住された方
勤続年数	—	—	—
給与所得者	勤続 1 年以上	勤続 1 年以上	<u>問いません</u>
法人代表者	勤続 2 年以上	勤続 2 年以上	勤続 2 年以上
個人事業者	営業 2 年以上	営業 2 年以上	営業 2 年以上
年収	—	—	—
給与所得者	税込年収 200 万円以上	税込年収 200 万円以上	<u>問いません</u>
法人代表者	税込年収 200 万円以上	税込年収 200 万円以上	税込年収 200 万円以上
個人事業者	平均所得 200 万円以上 (直近 2 年間)	平均所得 200 万円以上 (直近 2 年間)	平均所得 200 万円以上 (直近 2 年間)

#### 2. 改定日

平成 27 年 7 月 6 日（月）申込受付分より

以上

本件に関するお問い合わせ先  
 営業企画部 江熊・松下 TEL092-476-2561  
 地域振興部 古川・藤 TEL092-476-2743